指名停止措置の概要

（指名停止期間変更）

１．指名停止措置業者名：瀧上工業株式会社（法人番号：1180001089667）
　　業者の住所：愛知県半田市神明町１－１

２．指名停止措置期間：当初　平成28年11月11日から平成29年 2月10日まで（３か月）
　　変更　平成28年11月11日から平成29年 3月10日まで（４か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：

瀧上工業株式会社の営業副本部長兼東京支店長ら社員３名が、平成２８年９月３０日、公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で愛知県警に逮捕され、同年１０月２１日、名古屋地方検察庁により起訴されたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第３号イ（贈賄）及び付表第２第８号ア（競売入札妨害又は談合）に該当することから、平成２８年１１月１１日から３か月の指名停止を行っているところである。

その後、同営業副本部長ら社員２名は、平成２７年７月に当時の岐阜国道事務所の建設監督官に対し、同事務所発注工事を落札した業者が提出した技術提案書の内容を教えるよう漏洩を持ちかけたとして、平成２８年１２月６日、国家公務員法違反の罪で同地検に追起訴された。

５．指名停止措置理由：

上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第１５号（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） １５　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内